

# 令和8年度 厳原港及び比田勝港国際埠頭保安警備業務委託に係る競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

令和8年2月10日

長崎県対馬振興局長 佐古 竜二

## 1 一般競争入札に付する事項

7債対振管第1号 令和8年度 厳原港及び比田勝港国際埠頭保安警備業務委託

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事實を記載した者
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第4条の規定による認定（施設警備業務を申請し、認定されたものに限る。）を受けていない者
- (5) 施設警備業務について、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 長崎県内に営業所を有しない者
- (7) 長崎県が課税した県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (8) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) 申請書の提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (10) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

## 3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、前記2に掲げる事項及び次号（2）に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
  - ア 年間売上高 4の資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度（以下「基準年度」という。）の年間売上高
  - イ 従業員数（資格を必要とする業種においてはその数） 基準日の前日現在の従業員数
  - ウ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率） 基準年度末日現在の財務比率

## 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

### （1）申請の時期

この告示の日から、令和8年2月20日（金）までの各日9時から17時までの間（県の休日（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日をいう。）及びそれ以外の日の正午から

午後1時を除く)とする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参または郵送により提出すること。なお郵送の場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年2月20日(金)17時までに必着とする。

ア 誓約書(様式第2号)

イ 法人にあっては登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

ウ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

(イ) 住所地の市町村長が発行する住民票

(ウ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 財務関係明細書

オ 営業概要書

カ 法第5条の規定による認定証の写し、その認定証を受けた際に申請した申請書の写し(別記様式第1号(第3条関係)、別紙1(1))

キ 県税に関し未納がないことを証する証明書

ク 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ケ 印鑑届(様式第3号)

コ 口座振替申込書(様式第4号)

「イ」「ウ」「キ」及び「ク」に関する証明書の有効期限については直近3か月以内に取得したものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語の記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

[住所] 〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224

[名称] 長崎県対馬振興局 建設部管理課(管理班)

[電話] 0920-52-0398

[ファックス] 0920-52-7027

(6) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、対馬振興局長から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により令和8年2月25日(水)までに通知(郵送)する。

なお、審査結果に不服のある場合には、審査結果を知った日から一週間以内に、4の(5)の部署に対し異議を申し出ることができる。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年5月29日までとする。

## 7 申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 決算内容
- (6) 使用印鑑
- (7) 委任事項
- (8) 金融機関取引口座
- (9) 電話番号

## 8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第6号）を提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき
- (2) 会社分割制度（商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号））による会社分割により組織の変更が生じたとき

## 9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(10)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後、3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者も同様とする。

(3) その他、資格要件に該当しないことが判明した場合。

(4) 資格取消し等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないとときは、当該資格者にその旨を通知する。